

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

公 告

○福島県税条例等に基づき災害等により期限を延長した件

公 告

公告第十六号

福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五十号。以下「条例」という。）第十条の二及び福島県税条例施行規則（昭和二十九年福島県規則第六十一号）第八条の二第一項の規定に基づき、地方税法（昭和二十五年法律第三百二十六号）又は条例に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所等を有する者に係るもので、その期限が令和六年一月一日以降に到来するものについては、個人の県民税（均等割及び所得割に限る。）、自動車税の環境性能割、証紙徴収の方法によつて徴収する自動車税の種別割（条例第七十一条の十三第四項及び第五項並びに第七十一条の十四の二に規定する場合を含む。）、狩猟税及び地方税法附則第二十九条の九の規定により県が賦課徴収する軽自動車税の環境性能割を除き、その期限を別に知事が定める日まで延長した。

令和六年一月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

富山県及び石川県

（税 務 課）